

「元気いっぱい・笑顔いっぱい」

特別支援教育統括コーディネーター 加賀谷 勝

「特別支援学級の教育課程の編成 ～来年度に向けて～」

特別支援学級の教育課程は、原則として小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成しますが、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、特別支援学校の学習指導要領を参考に、「特別の教育課程」を編成することができます。



「特別の教育課程」とは・・・

- ① 自立活動を指導を時間を設定したり、教育活動全体を通して実施したりできる。
- ② 下学年や特別支援学校（知的障害）の各教科の目標・内容に替えることができる。
- ③ 知的障害のある児童生徒の学習上の特性から各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）を行うことができる。
- ④ 年間の授業時数は各学年の時数に準ずるが、授業の1単位時間については弾力的な取扱いができる。
- ⑤ 当該学年の教科書に代えて他の適切な教科用図書を使用することができる。

【根拠となる法令等】学校教育法施行規則第138条、小学校及び中学校学習指導要領第1章第4の2の（1）イ

「指導内容の決定」について

- 学年相応の学習が可能な教科は何か。 下学年の指導内容で学習する教科は何か。
- 交流及び共同学習が可能な教科は何か。 各教科等を合わせた指導をどう取り入れるか。
- 自立活動をどう取り入れるか。（時間を設定して指導、教育活動全体での指導）
- 本人及び保護者は高校受検を希望しているか。
- ※知的障害がある場合は、下学年や特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容に替えることができる。知的障害がない場合は、原則として当該学年の目標及び内容を適用するが、必要に応じて下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。

「教育課程」のイメージ

知的障害の状況	学級種	編成可能な教育課程
無	自閉症・情緒障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴	準ずる教育 ○当該学年相当 ○一部下学年 ○自立活動 ※交流及び共同学習
有	知的障害 自閉症・情緒障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴	知的障害代替 ○下学年 ○知的障害特別支援学校の各教科、各教科等を合わせた指導 ○自立活動 ※交流及び共同学習

「時間割の例（小学校）」

※通信No.93より

◎特別支援学級の時間割の例 ☆印は交流及び共同学習

【知的障害がある場合（小学校3年，5年が在籍）】

		月	火	水	木	金
1	3年 5年	日常生活の指導（係活動，朝の会 等）				
2	3年 5年	国語	算数	国語	算数	国語
3	3年 5年	図工☆ 自立活動	生活単元学習	総合☆ 体育☆	生活単元学習	音楽☆ 図工☆
4	3年 5年	図工☆ 体育☆	生活単元学習	生活単元学習 音楽☆	生活単元学習	体育☆ 図工☆
5	3年 5年	算数 音楽☆	外国語活動 外国語	体育☆ 算数	自立活動 総合☆	生活単元学習
6	3年 5年	特活☆	音楽☆ 国語		生活単元学習 総合☆	生活単元学習
		日常生活の指導（清掃，掃りの会 等）				

【知的障害がない場合（小学校2年，6年が在籍）】

		月	火	水	木	金
1	2年 6年	国語 理科☆	国語 理科☆	国語 社会☆	国語	生活☆ 総合☆
2	2年 6年	音楽☆ 外国語	国語 国語	国語 理科☆	算数 算数	生活☆ 総合☆
3	2年 6年	体育☆ 自立活動	自立活動 音楽☆	図工☆ 家庭☆	音楽☆ 図工☆	算数 算数
4	2年 6年	算数 算数	生活☆ 社会☆	図工☆ 家庭☆	体育☆ 図工☆	国語 国語
5	2年 6年	学活☆ 学活☆	算数 算数	算数 算数	道徳 道徳	自立活動 体育☆
6	2年 6年	体育☆	自立活動		国語 音楽☆	社会☆

【時間割作成上の留意点】

- ◇各教科等を合わせた指導（日常生活の指導，遊びの指導，生活単元学習，作業学習）
 - ・各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことができます。
 - ・総合的な学習の時間は，各教科等を合わせた指導として行うことはできません。
- ◇各教科等を合わせた指導
 - ・行うことはできません。
- ◇各教科，道徳科，外国語活動，特別活動，総合的な学習の時間
 - ・小・中学校に準ずるため，特定の教科や領域の時間の全部を自立活動の時間に替えることはできません。
- ◇中学校の場合
 - ・当該教科の免許状を所有している教員が授業を行います。

「特別の教育課程」編成上の留意点

	知的障害のない場合	知的障害のある場合
道徳科	・必ず実施する。	・必ず実施する。ただし，各教科等を合わせて行う場合，その指導の形態の中に含めて行うこともできる。
特別活動	・必ず実施する。	・必ず実施する。ただし，各教科等を合わせて行う場合，その指導の形態の中に含めて行うこともできる。
自立活動	・必ず実施する。自立活動の内容を「個別の指導計画」に必ず明記する。	・必ず実施する。時間を設定したり，教育活動全体を通して実施したりすることができる。自立活動の内容を「個別の指導計画」に必ず明記する。
総合的な学習の時間	・小学校3年生以上は必ず実施する。	・原則は小学校3年生以上は実施する。実施しない場合は，知的障害特別支援学校と同様の教育課程上の取扱いをするなどの妥当な理由が必要となる。

特別支援学級の教育課程の編成については，学校としての基本方針を明確にし，組織的，計画的に実施する。なお，通級による指導は，障害の状態に応じた「自立活動」等の特別の指導を通級指導教室で行うことであり，通常の学級の教育課程の一部を特別に編成したもの。



とれたて直送便



「出迎え三步、見送り七歩」

出迎えするときは三步前を出て内に招き入れ，お送りするときは七歩外に出てお見送りをする。感謝の思いと名残惜しさ，来客が無事に帰宅することを願う気持ちを表現している。出迎えは誰でも丁寧に行えるが，出迎えと同じような見送りができるかという点と難しい。第一印象（初頭効果）よりも，最後の印象（余韻効果）を大切にすることで，「また会いたい」と思わせ，付き合いが継続するきっかけになる。まさにおもてなしの原点である。